



この印刷物は、環境に配慮された原材料を使用し、リサイクルを考慮して製作されています。



エコアクション21  
EcoAction 21  
認証・登録番号100791

# おもり

## 法人ニュース

Vol.6 2018.7・8・9

### 葉月号

えんぴつ画「季節のやさしい」



(作者・京浜容器株 内海節子氏)

### ■顔■

株式会社アトレ 大森店 店長 **山脇 利之** ②

大森税務署 人事異動 ④ タックス・インフォメーション ⑤

平成30年度 税制改正大綱 ⑥ 第八回通常総会 ⑧ ひろば ⑩

税制改正要望アンケート ⑫ 広島西南法人会 / 日本政策金融公庫から ⑬

お出かけください / ジャスト・ワン・ワード ⑭ ダイアリー ⑮



よき経営者をめざすものの団体  
公益社団法人 **大森法人会**

<http://www.tohoren.or.jp/oomori/>

えだまめ 枝豆 (マメ科ダイズ属 / 原産中国) 英名 Green Soybean  
枝豆という呼び名は江戸時代に現れ、枝ごと取って食べる、もしくは枝付き豆から枝豆と呼ばれるようになったと言われています。江戸時代の中期頃には、品種も大豆と枝豆とに区別されるようになりました。  
(文・衛エヌ・フォーラム 中西 亮)

人に顔あり、街にも顔あり

顔

今号の顔は何を語るか

159

昭和59年に現駅舎の完成と同時に「大森プリモ」がオープンし、平成17年のリニューアルに伴い「アトレ大森店」が誕生しました。平成29年6月から店長に着任された山脇利之さんが目指しているのは、地域と一体になって大森を盛り上げていくことです。

楽しく働いてお客様にご満足いただきたい

「アトレ」とはフランス語で「魅力」という意味の「アトレイト(attrait)」からできただ造語です。

私が店長としてまず目指したのは、「楽しく働ける職場」です。それはあるお店の対応にたいする一つのク

## 地域と積極的に「つながる」ことで、大森を元気にする努力を積み重ねていきたい

株式会社アトレ 大森店 店長 山脇 利之

レームがきっかけでした。お客様が、店員の方が不満げに仕事をしているように見えたといいのです。お客様にしてみれば、商品を買うのに店員さんが不機嫌そうな顔をしているのは嫌ですよね。

当社の社員はもとより、ショップのクルーを含めて楽しく働いて、お客様にご満足いただきたいという気持ちです。

カスタマー・サテイスファクシオン(CS…顧客満足度)はもちろんですが、エンプロイー・サテイスファクシオン(E.S…従業員満足度)を高めていくことが大事だと思っています。

地域に愛される

「アトレ」になるために

私は平成29年6月にアトレ大森の店長に着任しまし

た。JRの主に総務や人事を歩いてきましたが、アトレに来て今までは違う、いろいろな人と関わることで、難しいですがやり甲斐を感じています。

当社の社員に対しては「W・L」、すなわちウォーキング、ウォッチング、リスニングを心がけようと働きかけています。これからの厳しい時代を勝ち残っていくために、自分の足を使ってショップやお客様のことを見て聞いていかなければならないと思います。

現場でショップの店長と意見を交換し、情報収集を行いながら、アトレとして何ができるかを考えていきます。

今は路面のお店だけでなく、ネット通販とも戦わなければなりません。洋服はショップに来てサイズを確

認し、実際はネットで買う、というような傾向が顕著になっていきます。現場での危機感強いですね。

そこで、これまでもそうですが、さらに地域に愛されるアトレになろうと、地元のお祭りやイベントなどに積極的に協力しています。「アトレのある街ついでいいね」というコンセプトで、みなさんと一緒に大森を盛り上げていこうと考えています。

趣味はマラソン。  
異例の人事も父親からの  
つながり？

趣味はマラソンです。もう21年くらい走っています。今日も13キロほど走ってきた



▲(株)アトレ 大森店

とこです。東京マラソンは6回、他に別府大分、大阪などでフルマラソンを走っています。

家族は妻と子供が二人です。

子供のしつけは妻が中心でした。必要な時には怒りますが、どちらかというと優しい父親です。自分も親から怒られた経験がほとんどなかったですから。

それにしても、自分がアトレの店長になるとは思ってもいませんでした。先ほども申し上げたとおり、J.Rの総務畑にいてアトレの店長に出るのは異例の人事です。

ただ、振り返るとつながりを感じることもあります。私の父親が百貨店の松屋に勤めていたからです。靴売り場、外商、レストランのフロアマネージャーなどを歴任しており、子供のころから影響を受けていましたし、人事異動の話を受けたとき、何か不思議なつながりを感じました。子供のころの経験が

あったおかげで、アトレに来てみずぐに溶け込みました。

表情は、作るのではなく自然にやわらかい雰囲気

人と話す時は相手の顔、特にしっかり目を見て話します。総務、人事のころは採用試験を担当して数多く面接を行いました。その当時の経験から、相手の目を見ると何を考えているか大体わかります。

今はさらに気を使います。

人前に出るときに不機嫌な顔はよくないので、表情を作るのではなく自然なやわらかい雰囲気が出るように心がけています。自分の顔を見るのは好きではありませんが、勤務中はトイレなどでチェックしますね。

例えば、売り場を歩いている時に、お客様から「喫茶店は

ありますか」と尋ねられたら、時間が許す限りお客様の希望に合わせて、何軒かある内の1軒のお店までご案内します。自然な表情や姿勢でアトレのファンを増やすような対応を積み重ねていきたいと思っています。

今年度のアトレ大森店のスローガンは、「つながる」です。大森法人会を中心に駅コンなどのイベントを続けている地域の活動は素晴らしいと感じています。

その地域と積極的に「つながる」ことで、大森を元気にという目標達成に向けて努力を積み重ねていきたいと思っています。

〈インタビュイー〉

岡本 勝子  
はた さぶろう  
安野 貞治郎

〈文〉  
須貝 明司  
6月19日(株)アトレ大森店にて



■プロフィール■

山脇 利之(やまわき・としゆき)  
昭和42年 8月17日生 東京都杉並区出身

- 平成 2年 3月 明治大学 法学部卒業
- 平成 2年 4月 東日本旅客鉄道(株)入社  
新潟支社 新潟駅、総務部人事課を経て
- 平成21年 6月 同 東京支社 高円寺駅長
- 平成23年 10月 日本ホテル(株)出向 総務部人事グループ課長
- 平成26年 6月 (株)アトレ出向 総務部担当部長
- 平成29年 6月 アトレ大森店長 現在に至る

株式会社 アトレ 大森店  
東京都大田区大森北1-6-16 電話 03(3763)3352

## 大森税務署人事異動

人事異動により署幹部の顔ぶれが変わりました。ご紹介いたします。(7月10日発令 敬称略)



署長  
宮崎 憲司 (新任)  
みやざき けんじ



法人担当 副署長  
山口 聖一  
やまぐち せいいち



総務担当 副署長  
木村 善之 (新任)  
きむら よしゆき



特別調査官(法人)  
鈴木 一則 (新任)  
すずき かずのり



総務課長  
和田 浩枝 (新任)  
わだ ひろえ



特別調査官(法人)  
岩下 誠  
いわた まこと



法人課税第1部門 統括官  
渡部 辰夫 (新任)  
わたなべ たつお



法人課税第2部門 統括官  
戸羽 栄  
とば さかえ



法人課税第3部門 統括官  
茂野 俊郎 (新任)  
しげの としろう



法人課税第4部門 統括官  
吉田 誠  
よしだ まこと



法人課税第5部門 統括官  
佐藤 光彦  
さとう みつひこ



連絡調整官(法人)  
松橋 紀元  
まつはし のりもと



審理担当上席  
中野 奈保子 (新任)  
なかの なおこ

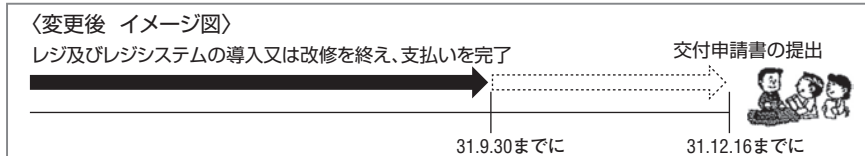


審理担当官  
黒川 遼 (新任)  
くろかわ りょう

## 消費税軽減税率対策補助金について

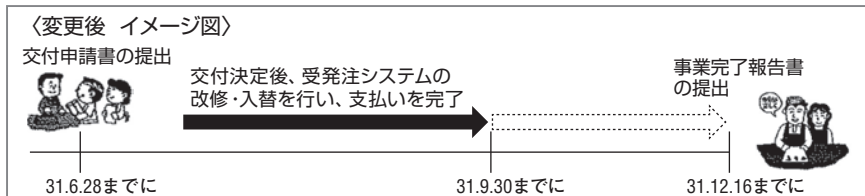
中小企業者・小規模事業者等の方を対象とした「軽減税率対策補助金」の申請期限等が以下のとおり延長されています。(変更前：平成30年1月31日)  
 なお、申請は、「A型」と「B型」の2つに分類されています。

### 〈A型〉複数税率対応レジの導入等に対する補助金

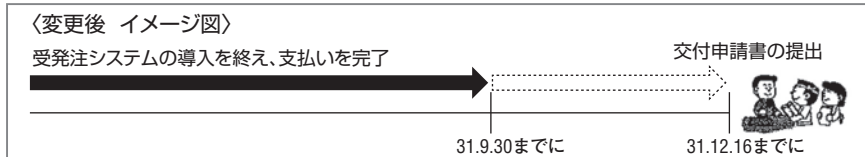


### 〈B型〉電子的受発注システムの改修等に対する補助金

#### 1 システム改修等の場合



#### 2 パッケージ製品・サービスを自ら購入した場合



### 軽減税率対策補助金等に関するお問合せ先

(軽減税率対策補助金事務局)

専用ダイヤル 0570-081-222 【受付時間】 9時～17時(土日祝除く)

URL <http://kzt-hojo.jp>

## 税金クイズ

次の問題に番号で答えてください。あなたの税知識は？

**A** 青色申告法人で、平成三十年四月一日以後に開始する事業年度で生じた欠損金の繰越期間は？

- ① 九年。  
 ② 十年。

**B** 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、一事業年度での限度額は？

- ① 二百万円。  
 ② 三百万円。

**C** 海外出張の際の飛行機代は、消費税の課税取引に該当するか？

- ① 該当する。  
 ② 該当しない。

**D** 弁護士報酬から源泉徴収した所得税は、納期の特例(年二回にまとめて納付)の対象となるか？

- ① 対象となる。  
 ② 対象とならない。

## 平成30年度 税制改正大綱

# 中小企業向け租税特別措置の延長と 事業承継税制が拡充される！

## 法人会の改正要望実現へ

政府は、平成29年12月22日に平成30年度税制改正大綱を閣議決定しました。  
デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置及び地域の中小企業・設備投資を促進するための税制上の措置、さらに、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充等が盛り込まれました。

## 法人税関係

### ■所得拡大促進税制の改正

改正後の所得拡大促進税制は、青色申告書を提出する法人の平成30年4月1日から平成33年3月31日までに開始する各事業年度に適用されます。中小企業者について、前年度比1・5%以上賃上げした企業は、前年度からの給与増加額の15%の税額控除を受けることができます。増加割合が2・5%以上である場合など一定の要件を満たす場合は、給与等の増加額の25%まで控除税額が増加します。

### ■交際費等の取扱

交際費等の損金不算入制度については、適用期限が2年延長されます。1人当たり5000円以下の接待飲食費にかかる損金算入の特例、中小法人に係る800万円までの損金算入の特例についても2年延長されます。

### ■少額減価償却資産の特例

中小企業等に認められている少額減価償却資産の特例について2年延長されます。従来通り取得価額30万円未満の減価償却資産について、年間で300万円までは損金算入が可能です。

## 相続税関係

### ■事業承継税制の特例

現行の事業承継税制は、事業承継に係る株式の評価額の80%に対する相続税が納税猶予される仕組みです。今回の改正では、株式の評価額の全部に対する相続税あるいは贈与税が納税猶予されるほか、猶予対象の株式の制限(総株式数の2/3)が撤廃されることになりました。優良な会社株式の評価については20%でも税負担が決して軽くないので、全額について納税猶予できることは画期的です。平成25年度

税制改正で、雇用継続要件が瞬間の数字ではなく平均で評価されるなど、従来のリスクの大部分が解消されていたので、当面の税負担が生じなくなることで、ますます使いやすくなりそうです。なお、改正後の事業承継税制を利用する場合は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までに、特例承継計画を都道府県に提出して、認定を受ける必要があります。

### ■一般社団法人等に対する相続税

一般社団法人や一般財団法人は、出資者がいないのが特徴で、その持分を保有する者がいないため、一般社団法人等が保有する財産には、相続税がかからないという問題点がありました。平成30年度税制改正では、特定の一般社団法人等の役員が死亡した場合に、その一般社団法人等の純資産を同族役員の数で除して計算した金額を、遺贈により取得したものととして、その特定一般社団法人等に相続税を課税することになりました。平成30年4月1日以後の一般社団法人等の役員が死亡に係る相続税について適用されます。ただし、平成30年3月までに設立された一般社団法人等については、平成33年4月1日以後の一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税に適用されます。

### ■一般社団法人等に対する贈与等

個人から一般社団法人等に対して財産の贈与等があった場合に、贈与税等の負担が不当に減少する結果と認められる場合に、贈与税が課税されることについて明確化されます。平成30年4月1日以後の贈与又は遺贈に係る贈与税又は相続税に適用されます。

### ■小規模宅地等の適用の厳格化

持ち家に居住していない者に対する特定居

住用地地等の特例について、①3年以内に、3親等以内の親族や特別の関係のある法人が所有する家屋に居住したことがある者、②相続開始時において居住していた家屋を過去に所有していた場合は、適用できなくなります。貸付事業用宅地等の範囲から、3年以内に貸付け事業の用に供されていた宅地等が除外されます。平成30年4月1日以後の相続又は遺贈から適用されます。

## 所得税関係

### 給与所得控除の縮小

給与所得控除については、一律10万円引き下げ、給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入額を850万円とし、その上限額が195万円に引き下げられます。

### 公的年金等控除の縮小

公的年金等控除については、一律10万円引き下げ、公的年金等の収入金額が1000万円を超える場合の控除額については、上限額が195万5千円となります。さらに、それ以外の合計所得金額が1000万円を超え2000万円以下の場合には、上記控除額を10万円引き下げ、それ以外の合計所得金額が2000万円を超える場合は、上記控除額が20万円引き下げられます。

### 基礎控除の改正

基礎控除については、一律10万円引き上げられます。ただし、合計所得金額が2400万円を超える個人については、控除額が通減し、合計所得金額が2500万円を超える個人は、基礎控除が適用されないこととなります。

### 青色申告特別控除の改正

正規の簿記の原則に従って記録している者に対する青色申告特別控除が現行の65万円から55万円に引き下げられます。ただし、電子申告を行っている場合等には、青色申告特別控除は65万円となります。これらの所得税の改正は、平成32年分の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用されます。

## 消費税関係

### 輸出物品販売場制度の見直し

免税販売手続きについて、電子化されます。従来の購入記録票の貼付、割り印などの事務手続きが不要になり、大幅に緩和されます。平成32年4月1日以後の販売分からの適用になります。

### 簡易課税の業種区分の変更

農林水産業のうち、軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業は第2種事業となります。平成31年10月1日を含む課税期間から適用されます。

## その他

### 森林環境税(仮称)の創設

平成36年度より、国内に住所を有する個人に対して年額1000円を、個人住民税と合わせて徴収されます。

### 国際観光客税(仮称)の創設

国外へ観光で出国する際に、出国1回につき1000円が課税されます。平成31年1月7日

以後の出国に適用されます。

### たばこ税の見直し

国及び地方のたばこ税の税率を1本あたり3円引上げ。平成30年10月1日より1本あたり1円ずつ3段階に分けて実施されます。また、加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直されます。

### 国税のコンビニ納付

国税のコンビニ納付について、自宅でQRコードを出力することにより行うことができるようになります。平成31年1月4日以後の納付から適用可能です。

### 大法人に対する電子申告の義務化

大法人の法人税及び地方法人税の申告については、電子申告によるものが義務付けられます。添付書類についても、電子情報処理組織を使用する方法又は光ディスク等による提出が義務付けられます。平成32年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

T S K 税理士法人

税理士 飯田聡一郎

TEL 03-53363-5958

FAX 03-53363-5449

HP <http://www.tida-office.jp/>

東京法人会連合会

# 公益社団法人 大森法人会 第八回通常総会を開催

平成30年6月6日(水)午後4時より通常総会が開催されました。

山田女性部会長が司会を担当し、定足数の報告、議事録署名人を選任した後、報告事項として平成30年2月22日開催の第41回理事会において決議承認され、平成30年3月末に東京都へ届け出た、平成30年度事業計画並びに収支予算の概要を報告。

次いで、第一号議案、平成29年度事業報告並びに財務諸表承認の件を審議。

なお、総会資料については、全会員宛てに事前に送付させていただいておりますので、ここでは、貸借対照表、正味財産増減計算書のみを掲載させていただきます。

## 貸借対照表

公益社団法人 大森法人会

平成30年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	1,505,959	2,078,686	△ 572,727
未収会費	646,800	1,115,500	△ 468,700
前払金	-	173,822	△ 173,822
立替金	-	46,500	△ 46,500
定期預金	3,000,000	2,500,000	500,000
流動資産合計	5,152,759	5,914,508	△ 1,215,249
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
会館修繕引当資産積立金	13,500,000	13,500,000	-
特定資産合計	13,500,000	13,500,000	-
(2) その他固定資産			
建物附属設備	2,632,660	3,465,583	△ 832,923
什器備品	1	1	-
土地	31,053,315	31,053,315	-
出資金	110,000	110,000	-
その他固定資産合計	33,795,976	34,628,899	△ 832,923
固定資産合計	47,295,976	48,128,899	△ 832,923
資産合計	52,448,735	54,043,407	△ 2,048,172
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	447,180	-	447,180
前受金	-	-	-
預り金	501,581	272,094	229,487
仮受金	-	-	-
流動負債合計	948,761	272,094	676,667
負債合計	948,761	272,094	676,667
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 一般正味財産			
(1) 代替基金	-	-	-
(2) その他一般正味財産	51,499,974	53,771,313	△ 2,271,339
一般正味財産合計	51,499,974	53,771,313	△ 2,271,339
(うち特定資産への充当額)	(13,500,000)	(13,500,000)	-
正味財産合計	51,499,974	53,771,313	△ 2,271,339
負債及び正味財産合計	52,448,735	54,043,407	△ 1,594,672

# 正味財産増減計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

公益社団法人 大森法人会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
<b>i. 経常増減の部</b>			
<b>(i) 経常収益</b>			
1. 特定資産運用益	21,441	2,546	△ 1,105
(1) 特定資産受取利息	1,441	2,546	△ 1,105
2. 受取会費	32,637,200	33,925,800	△ 1,288,600
(1) 正会員受取会費	32,343,200	33,670,800	△ 1,327,600
(2) 特別会員受取会費	294,000	255,000	39,000
4. 事業収益	280,916	513,592	△ 232,676
(1) 簡易保険取扱事業収益	280,916	513,592	△ 232,676
5. 受取補助金等	15,601,788	15,006,708	595,080
(1) 全法連助成金	13,864,400	13,105,700	758,700
(2) 東法連等補助金	1,737,388	1,901,008	△ 163,620
6. 受取負担金	11,428,628	8,868,430	2,560,198
(1) 受取負担金	5,145,396	3,955,320	1,190,076
(2) 青年部会活動維持負担金	1,923,666	1,803,333	120,333
(3) 女性部会活動維持負担金	3,442,898	1,238,334	2,204,564
(4) 源泉部会活動維持負担金	916,668	1,871,443	△ 954,775
7. 雑収益	1,822,006	1,717,559	104,447
(1) 受取利息	2,163	3,270	△ 1,107
(2) 広告料収益	760,000	855,000	△ 95,000
(3) 雑収益	1,059,843	859,289	200,554
<b>経常収益計</b>	<b>61,771,979</b>	<b>60,034,635</b>	<b>1,737,344</b>
<b>(ii) 経常費用</b>			
1. 事業費	57,430,288	52,554,206	4,876,082
役員報酬	7,363,440	7,363,440	-
給料手当	8,177,104	7,819,914	357,190
退職給付費用	150,480	175,560	△ 25,080
福利厚生費	2,264,989	2,247,880	17,109
会議費	9,237,526	8,573,728	663,798
旅費交通費	1,559,936	2,922,285	△ 1,362,349
通信運搬費	1,984,203	1,966,176	18,027
減価償却費	752,130	762,309	△ 10,179
消耗品費	2,539,762	2,223,962	315,800
修繕費	342,818	230,855	111,963
印刷製本費	3,117,639	3,328,372	△ 210,733
燃料費	108,146	128,500	△ 20,354
光熱水料費	595,719	563,591	32,128
賃借料	2,500,424	2,268,559	231,865
保険料	1,236,388	1,151,667	84,721
諸謝金	1,238,467	1,365,192	△ 126,725
租税公課	772,607	772,607	-
支払負担金	10,962,643	6,314,925	4,647,718
委託費	2,135,306	1,888,414	246,892
広告宣伝費	109,393	141,535	△ 32,142
支払手数料	242,695	295,791	△ 53,096
雑費	38,473	48,944	△ 10,471

2. 管理費	6,023,430	6,082,665	△ 59,235
役員報酬	196,560	196,560	-
給料手当	2,360,400	2,243,265	117,135
退職給付費用	29,520	34,440	△ 4,920
福利厚生費	444,327	440,971	3,356
会議費	147,638	179,604	△ 31,966
旅費交通費	207,433	228,305	△ 20,872
通信運搬費	398,795	212,666	186,129
減価償却費	80,793	81,886	△ 1,093
消耗品費	135,861	115,744	20,117
修繕費	60,497	40,739	19,758
印刷製本費	216,377	441,744	△ 225,367
燃料費	21,215	25,208	△ 3,993
光熱水料費	105,126	99,457	5,669
賃借料	395,288	368,408	26,880
保険料	198,546	181,785	16,761
租税公課	82,993	82,993	-
支払負担金	480,911	568,897	△ 87,986
支払利息	6,057	7,893	△ 1,836
委託費	260,718	329,056	△ 68,338
広告宣伝費	21,459	27,765	△ 6,306
渉外慶弔費	137,400	130,000	7,400
支払手数料	32,215	42,515	△ 10,300
雑費	3,301	2,764	537
<b>経常費用計</b>	<b>63,453,718</b>	<b>58,636,871</b>	<b>4,816,847</b>
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,681,739	1,397,764	△ 3,079,503
評価損益等	-	-	-
<b>当期経常増減額</b>	<b>△ 1,681,739</b>	<b>1,397,764</b>	<b>△ 3,079,503</b>
<b>ii. 経常外増減の部</b>			
(i) 経常外収益			
経常外収益計	-	-	-
(ii) 経常外費用			
経常外費用計	513,100	279,000	234,100
<b>当期経常外増減額</b>	<b>△ 513,100</b>	<b>△ 279,000</b>	<b>△ 234,100</b>
税引前当期一般正味財産増減額	△ 2,194,839	1,118,764	△ 3,313,603
法人税、住民税及び消費税	76,500	71,800	4,700
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>△ 2,271,339</b>	<b>1,046,964</b>	<b>△ 3,318,303</b>
一般正味財産期首残高	53,771,313	52,724,349	1,046,964
一般正味財産期末残高	51,499,974	53,771,313	△ 2,271,339
<b>II 指定正味財産増減の部</b>			
受取補助金等	12,980,400	112,755,700	224,700
受取全法連助成金	12,980,400	12,755,700	224,700
一般正味財産への振替額	△ 12,980,400	△ 12,755,700	△ 224,700
一般正味財産への振替額	△ 12,980,400	△ 12,755,700	△ 224,700
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	-	-	-
指定正味財産期末残高	-	-	-
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>51,499,974</b>	<b>53,771,313</b>	<b>△ 2,271,339</b>



▲全ての議案が滞りなく承認されました



▲齊藤会長が議長となり議事を進行



## 経理のキホン講座

6月28日(木) 参加者34名  
会場: 法人会館研修室



## 経理処理の実務講座(全4回)

7月5・12・19・26日(木) 参加者23名  
会場: 法人会館研修室



講師: 東京税理士会大森支部 税理士 鈴木一功 先生 ▶

## 女性部会 研修会

6月21日(木) 参加者18名  
会場: 法人会館研修室  
税の研修会と緑のインテリア「苔玉」制作



## 源泉部会 研修会

6月19日(火) 参加者18名  
会場: 法人会館研修室  
平成30年度税制改正のポイントをチェック!!



## 青年部会ゴルフ大会

6月9日(土) 参加者13名  
場所: オーク・ヒルズカントリークラブ



▲優勝者: ㈱RISE 赤石 篤洋 氏

## JR大森駅夢コンサート

6月9日(土) 参加者500名  
会場: JR大森駅コンコース  
「わらび頭(ヘッド)」によるヴァイオリン・ギター・ベースのクールな演奏



## 第八回 通常総会

6月6日(水) 参加者185名  
会場:大森東急REIホテル

第八回通常総会が開催されました。  
第一部通常総会では、全ての議案が満場一致で承認可決されました。



▲齊藤会長のあいさつ



▲大森税務署 柴原署長



▲千葉工業大学 古田所長



第二部では、大森税務署柴原署長より「自主点検チェックシートについて」と題し講演頂きました。  
第三部では千葉工業大学未来ロボット技術研究センターの古田所長による、「ロボット技術と未来社会」と題して講演頂きました。  
第四部では、活発に異業種交流会が行われました。

## 第七回 三部会連絡協議会

5月17日(木) 参加者65名  
会場:大森東急REIホテル

今回は青年部会が運営を担当し、大森東急REIホテルにて開催されました。

第一部では「三部会連絡協議会」、第二部では法人会の重点施策である「法人会自主点検チェックシートの普及と企業コンプライアンスの確立」についてDVD上映。その後大森税務署柴原署長より、自主点検チェックシートの活用法についてご説明いただきました。

第三部の交流会では参加者同士の名刺交換だけでなく、大森税務署山口副署長による「焼酎利き酒大会」も開催され、会場は大盛り上がりとなりました。

＜青年部会長 中川 浩夫＞



▲左から中川青年部会長、山田女性部会長、木村源泉部会長



山口副署長による解説 ▶

### データ

平成30年6月末現在  
管内法人数 **7,605社**  
大森法人会員数 **1,650社**

### 環境広場

環境・省エネ活動の一環で法人会事務局のガス・電気代の昨年との比較を掲載しております。

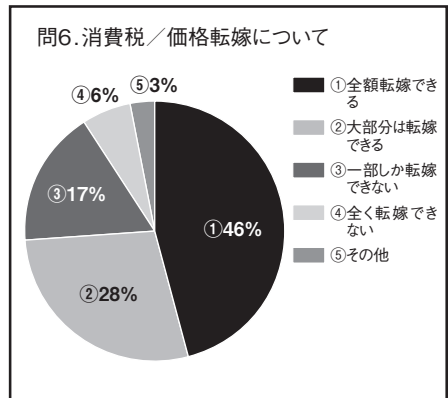
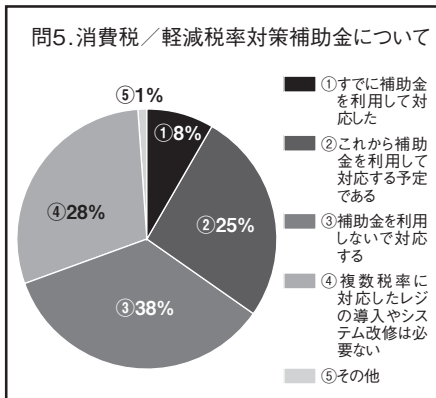
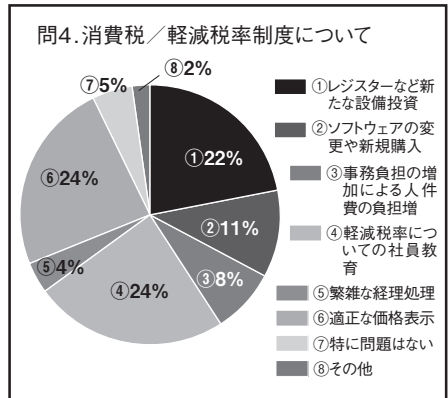
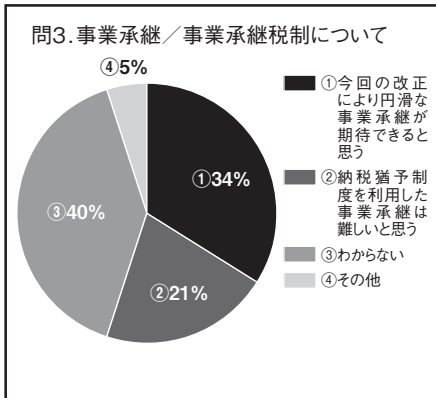
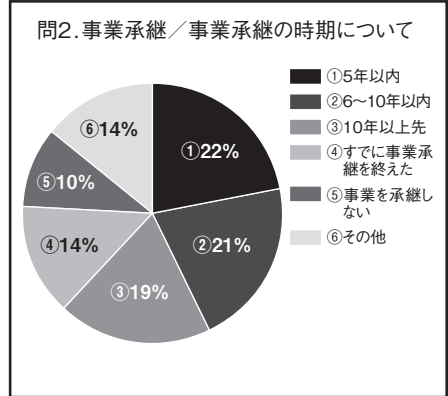
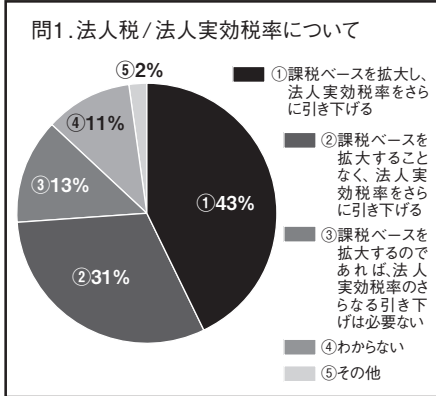
	平成30年6月	平成29年6月	使用料差	昨年比
ガス代	9,460	8,563	897	110%
電気代	24,035	21,719	2,316	111%

# 【税制改正要望アンケート】

平成31年度税制改正提案をまとめるにあたり、大森法人会会員の方々にアンケートを実施させて頂きました(平成30年4月30日)。回答があった108件のアンケート結果は下記の通りです。また、実施させて頂きましたアンケート調査結果は、全法連へ報告させて頂きました。

ご協力ありがとうございました。

＜税制税務委員長 志村 政彦＞





# 弘川青年部会長が表彰されました。

公益社団法人 広島西南法人会  
 廿日市市桜尾二丁目一六八 廿日市第二庁舎一階  
 TEL 〇八二九二〇一五〇二

平成30年2月10日(土曜日)  
中国新聞より

踏切事故を防ぎ  
社員に感謝状  
廿日市署

廿日市署は8日、踏切事故を未然に防いだとして、廿日市市の会社員弘川幸嗣さん(45)に感謝状を贈った。遮る断棒が下りた踏切の中に降りた女性を列車に押し出した。直後に貨物列車が通過し怖かったと振り返る。

廿日市署で小西署長から人命救助の感謝状を受け取った弘川さんは「ごっさの判断だった。女性が助かっつてよかった」と話した。



日本政策金融公庫大森支店国民生活事業からのお知らせ

## 日本政策金融公庫 国民生活事業のご案内

わたしたちは、地域の皆さまのための政策金融機関です。



- セーフティネット
- 創業
- ソーシャルビジネス
- 海外展開
- 事業再生
- 事業承継

日本公庫では、事業資金融資、国の教育ローンなどのほか、経営に関する様々な情報を提供しています。

TEL 03-3761-7552

**JFC** 日本政策金融公庫  
国民生活事業

日本公庫

検索

<https://www.jfc.go.jp/>

事業資金相談ダイヤル  
行こうよ! 公庫

**0120-154-505**

平日9時~19時  
 ※土日、祝日、年末年始(12月31日~1月3日)はご利用いただけません。

国の教育ローンに  
関するご相談

教育ローンコールセンター  
ハローコール

**0570-008656**

平日9時~21時 土曜日 9時~17時  
 ※日曜日、祝日、年末年始(12月31日~1月3日)はご利用いただけません。

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

# 11月

1日(木)	
2日(金)	
3日(土)	🎉文化の日 OTAふれあいフェスタ
4日(日)	↓
5日(月)	
6日(火)	★記帳教室 13:30~16:00 法人会館研修室
7日(水)	
8日(木)	
9日(金)	青年の集い 岐阜大会 14:00~ 長良川国際会議場
10日(土)	
11日(日)	
12日(月)	業務執行理事会 11:00 法人会館研修室
13日(火)	
14日(水)	
15日(木)	納税表彰式 池上朗峰会館
16日(金)	
17日(土)	第2支部施設見学会
18日(日)	
19日(月)	
20日(火)	
21日(水)	年末調整説明会 池上会館
22日(木)	↓
23日(金)	🎉勤労感謝の日
24日(土)	
25日(日)	
26日(月)	
27日(火)	都税表彰式
28日(水)	
29日(木)	理事会 16:00 法人会館研修室
30日(金)	
期限	11/12 源泉所得税(10月分)納税
	11/30 9月決算法人の確定申告と納税
	11/30 3月決算法人の中間申告と納税
	11/30 社会保険料(10月分)納付



お出かけください。

## ★なるほど法人税講座

9/4(火)・9/11(火)・9/19(水)【全3回】  
 “法人税算定”に至る基礎知識を  
 身につけよう!!

## ★大森まち活フェスティバル

9/30(日)  
 大森駅東口バスロータリー広場前公園  
 イベントブースにて税金クイズを実施

## ★OTAふれあいフェスタ

「地域のふれあい」、「交流の輪」をテーマ  
 とした大田区の最大イベント  
 11/3(土)・11/4(日)  
 平和島競艇場  
 税務六団体コーナーにて税金クイズを実施

◀ カレンダーの各  
 開催要領は当会  
 ホームページを  
 ご覧ください。



●まもなく還暦を迎える。自分自身にはあまり変化がないため実感はない。ただ、60年間、特に、この20年間に世の中は大きく変わった。コンピュータとスマートフォンがその典型だろう。

「自分としては、はつきり言ってそんなの無理です。」でも、仮に100歳を迎えた時、人工知能(AI)の発達と歩調を合わせそのサービス領域も大きな広がりを見せると、もつと便利になっていくのかなと想像が湧いてきます。その為にも、自分らしく前を見て生きて歩んで行こうと思います。

(広報委員 中西 亮)

ジヤスト・ワン・ワート

●今年になって「人生100年時代」日本の平均寿命が83・7歳と言われるようになり「定年後の人生」「健康・食に関する本」などの本が売れ、国としても対策を採り上げようとしています。

★印のイベントは一般の方も参加できます。詳しくは事務局03(3)7514484までご連絡ください。

9月	
1日(土)	防災の日
2日(日)	
3日(月)	★広報委員会 16:00~17:30 法人会館会議室
4日(火)	★なるほど法人税講座① 16:00~18:30 法人会館研修室
5日(水)	
6日(木)	
7日(金)	
8日(土)	
9日(日)	
10日(月)	
11日(火)	★なるほど法人税講座② 16:00~18:30 法人会館研修室
12日(水)	★決算法人説明会 13:30~16:00 法人会館研修室
13日(木)	優良申告法人の会 第42回通常総会 17:00~ 大森東急REIホテル
14日(金)	役職者研修会並びに交流会 伊豆長岡京急ホテル ↓
15日(土)	
16日(日)	
17日(月)	🎉 敬老の日
18日(火)	
19日(水)	源泉部会施設見学会 ★なるほど法人税講座③ 16:00~18:30 法人会館研修室
20日(木)	
21日(金)	
22日(土)	
23日(日)	秋分の日
24日(月)	振替休日
25日(火)	
26日(水)	
27日(木)	
28日(金)	
29日(土)	
30日(日)	大森まち活フェスティバル 10:00~ 大森駅東口バスロータリー広場
期限	9/11 源泉所得税(8月分)納税 ※ 7月決算法人の確定申告と納税 ※ 1月決算法人の中間申告と納税 ※ 社会保険料(8月分)納付期限 ※ 印の納付期限は10月1日まで

10月	
1日(月)	
2日(火)	
3日(水)	★新設法人説明会 13:30~16:00 法人会館研修室
4日(木)	★公開講座 18:00~ 大森東急REIホテル
5日(金)	
6日(土)	
7日(日)	
8日(月)	🎉 体育の日
9日(火)	
10日(水)	★決算法人説明会 13:30~16:00 法人会館研修室
11日(木)	法人会全国大会 鳥取大会 14:00~ 鳥取県立県民文化会館 池上本門寺お会式 ↓
12日(金)	★軽減税率説明会 LUZ大森
13日(土)	★大森駅夢コンサート 13:30~ ↓
14日(日)	
15日(月)	
16日(火)	
17日(水)	
18日(木)	
19日(金)	
20日(土)	
21日(日)	
22日(月)	
23日(火)	女性部会施設見学会
24日(水)	
25日(木)	
26日(金)	
27日(土)	第4支部施設見学会
28日(日)	大田区三法人会青年部会主催 0-TAXIトレジャーハンティング
29日(月)	
30日(火)	
31日(水)	
期限	10/10 源泉所得税(9月分)納税 10/31 8月決算法人の確定申告と納税 10/31 2月決算法人の中間申告と納税 10/31 社会保険料(9月分)納付

税金クイズの答え

**A** ②平成二十八年の税制改正で、十年となりました。  
**B** ②平成三十年の税制改正で、適用期限が二年間延長されました。

**C** ②免税される輸出入取引の範囲の「国内と国外との間の旅客や貨物の輸送」に該当します。

**D** ①所得税法第二百四条第一項第二号に掲げる報酬・料金以外は、納期の特例の対象となりません。

交通機関もしかり、巨大なビルもたくさんできて街も変わっていく。  
 しかし、便利になった反面で「幸せ感」が確実に薄れているのはひどく寂しい。時間の流れ方も加速している。人との触れ合いが少なくなってしまったからだろうか？ときどき深呼吸をしながら昭和時代を懐かしく思い出す。さて、平成の次はどんな時代になるのだろうか。まだまだ見届けねば！

(広報委員 鈴木 茂生)

# 企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

## 自主点検チェックシートをご活用ください!

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表 (3月31日点検分)

項目番号	点検担当者記入欄		点検担当者: 法人 太郎
	点検結果	改善方針	
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。	

○ 点検項目チェック表

科目等	点検項目	I 貸借関係 (資産科目)	
		9/31	3/31
借入金 小切手 受取手形	12 平均借入と借入の残高は一致していますか。	○	○
	13 借入小切手による高額又は半定外(緊急)の受払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○
	14 借入(通帳)と借入の残高は一致していますか。	○	○
	15 受取手形の譲渡と種別簿(受取手形記入簿)は定期的に照合されていますか。	○	○
売掛金 未収金	16 種別簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	×
	19 入金条件(決済日、決済手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。また、企業規模や業種に関わりなく企業のカバランス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

公益社団法人 大森法人会

電話番号 03-3751-4484

URL等 <http://www.tohoren.or.jp/oomori>

従業員の退職金準備は

## 特退共

優秀な人材の確保・定着化に

# 東法連特定退職金共済制度

(新企業年金保険)



### 特定退職金共済制度(特退共)の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
- 所定税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○ この制度は大同生命と提携した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○ このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更される場合があります。

○ 上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づいたものであり、今後税務の取扱いが変更される可能性もあり、将来を保障するものではありません。

○ ご加入にあたっては、必ず所定の「公表シート」をご確認ください。

※0-29-19-5 (平成29年10月24日) P0905

資料請求・お問い合わせは

TTK 財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaijiko.or.jp/>